

序章

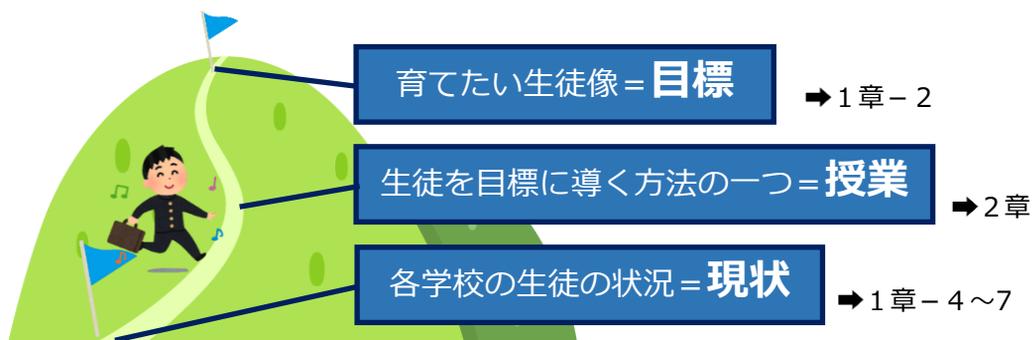
いま求められている授業

さあ、一步を踏み出そう！

◆ 学校生活を「山登り」に例えると…

高等学校に通う生徒は、同級生や先輩後輩、そして私たち教員に囲まれて生活しています。そのため、各教科等の授業の時間だけでなく、ホームルーム活動における友人とのやり取りや部活動、地域の方々との交流といった、学校生活における全ての活動が生徒の学びの場です。

したがって、学校生活を「山登り」に例えるのであれば、「スタート地点＝入学」から「ゴール＝卒業」までの道のりが、生徒が体験する「教育課程」となります。言い換えれば、授業とは、「育てたい生徒像＝目標」に向かって、生徒を導く方法の一つで、授業づくりとは、その方法や手段を考えることです。



教師の役割とは？

生徒を登山者に例える時、教師とはどのような存在に例えられるでしょうか。

それは、「シェルパ」（登頂を手助けする案内人）です。荷物を持って登山者に付き従う「ポーター」と異なり、「シェルパ」には頂上へ導くための様々なルートや装備を持った登山の専門家であり、登山者の状況や能力に応じた助言が求められます。

生徒一人ひとりの現状を的確に把握し、「育てたい生徒像」を実現させるために、様々な手立てを用いながら、生徒自身が頂上に到達するのを支援すること、それが教師の役割です。

教師が生徒にとってより良き「シェルパ」となるために、進んで知識や装備を整え、経験値を高めましょう。



教師に必要な二つの「授業力」

授業づくりとは、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を、どのように身に付けさせていくかを考えることです。より良い授業づくりができるようになるためには、教師には確かな授業力が求められます。この「授業力」を、本冊子では次の二つとしています。

○授業を通して子どものどのような資質・能力を育みたいかを意識して実現する力

教科専門力を軸に、学習指導要領や学校教育目標に基づいた「資質・能力ベースの授業」が実践できる力です。

○育みたい資質・能力の育成に向けて、絶えず授業を改善していく力

生徒の状況をしっかりと見取り、実情に合わせて必要な授業方法を選択したり、臨機応変に修正することができる力もこれに含まれます。

どちらの力も、経験を重ねるだけでは望ましい向上は得られません。社会の変化に応じて生徒を取り巻く環境も、学校自体の在り方も変容します。それらに対応しながらより良い授業づくりを実現させるために、教師は常に学び続ける必要があります。



前の単元は思ったよりスムーズに学習できていたから、今回は少し難しい課題にチャレンジさせようか…？



そのためには、前の単元の定着度合を確認しておきたいな…



さあ、一步を踏み出そう！

着任当初は、目の前の業務や生徒たちの理解、自分の授業準備で精一杯かもしれません。

しかし、より良い授業づくりを目指すのであれば、他の教員がどのような授業をしているかをなるべく多く見聞かすることが必要です。担当クラスの生徒達が、他教科の授業ではどのような表情を見せるか。他教科ではどのような授業の工夫をしているか。同じ教科・科目を担当する教員の授業だけではなく、様々な教科や他学年の授業からも多くを学ぶことができます。

また、他校の公開研究授業（校種を越えた参加も有効）に赴き、授業に参加し研究協議に参加したり、総合教育センターの自己研鑽研修講座や、他の政令市・大学等で実施されている研修等に参加したりして自身の資質・能力の向上を図ることもお勧めです。

初任の1年間を過ぎると、授業時数だけでなく学級担任を受け持つなど、授業以外の業務も増加します。ぜひ、自分から一步を踏み出し、校内・校外と学びの機会を増やしましょう。

その時には傍らに本冊子を常備し、各章に関わる気付きや学びをどんどん書き込んで、自分だけの「授業づくりガイド」を作り上げてください。

県内各学校の公開研究授業に参加してみましょう

神奈川県では毎年、各種指定校事業や校内授業研究の一環としての公開研究授業が各学校で実施されています。より多くの授業実践を見たいという方は、これらに参加してみたいでしょうか。もちろんサービスの関係を含め管理職への相談が必要ですが、所属校を客観的に眺め、理解を深める良い機会になりますので、参加してみることをお勧めします。

公開研究授業の日程は、教育委員会ネットワークポータルサイトのカレンダーに掲載されており、そこから日程や要項等を確認することができます。活用してみてください。

序章

いま求められている授業

未来を見据えた授業づくり

教育公務員として、国や県の教育施策を踏まえた授業づくりは必須です。目の前の生徒が、未来の社会で力を発揮できることにつながるような「資質・能力」の育成を目指しましょう。

◆ 国の教育施策

高等学校学習指導要領

- ▶ 『高等学校学習指導要領解説』平成30年7月
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1407074.htm
- ▶ 教職員支援機構（NITS）「新学習指導要領シリーズ」
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>



文部科学省サイト



NITS動画



- ・ 社会に開かれた教育課程
- ・ 資質・能力の三つの柱
- ・ 単元（題材）による授業構想
- ・ 主体的・対話的で深い学び
- ・ 観点別学習状況の評価
- ・ 目標に準拠した評価
- ・ カリキュラム・マネジメント
- ・ 指導と評価の一体化

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

- ▶ 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、

個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」令和3年1月

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonot

- ▶ 教職員支援機構（NITS）「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して：校内研修シリーズ No.94」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/094.html>



文部科学省サイト



NITS動画



- ・ 個別最適な学び、協働的な学び
- ・ 探究的な学習や体験活動
- ・ 主体的・対話的で深い学び
- ・ 問題発見・解決に挑む資質・能力の育成
- ・ 教育におけるICTの活用
- ・ Society5.0時代にふさわしい学校の実現

第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）

- ▶ 「第4期教育振興基本計画」令和5年6月
https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm
- ▶ 文部科学省「ミラメク」note
「地域発！教育振興基本計画×実践事例レポート」
<https://mext-gov.note.jp/m/m8532e8109972>



文部科学省サイト



「ミラメク」



- ・ 持続可能な社会の創り手の育成
- ・ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

生徒指導提要

- ▶ 『生徒指導提要（改訂版）』 令和4年12月
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- ▶ 教職員支援機構（NITS）「生徒指導 I：校内研修シリーズ No.129
『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性」
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/129.html>



- ・ 多様な背景を持つ児童生徒の増加
- ・ 教科の指導と生徒指導の一体化



デジタルテキスト NITS動画

◆ 神奈川県教育施策

かながわ教育ビジョン（平成19年8月策定）

- ▶ 「かながわ教育ビジョン」 令和元年10月 一部改定
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/vision/download.html>



- ・ かながわブランドデザイン



県立高校改革（Ⅲ期）（令和6年度～令和9年度）

- ▶ 「県立高校改革基本計画」 平成27年1月
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/8302/1218148_4405866_misc.pdf
- ▶ 「県立高校改革実施計画（全体）」 令和4年10月 一部改定
http://www.pref.kanagawa.jp/documents/8302/1218148_4405897_misc.pdf
- ▶ 「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」 令和4年10月 策定
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/8302/jissikeikaku-3ki.pdf>



- ・ 「ステューデント・ファースト」
- ・ 七つの重点目標ごとの施策



「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成」

これは、令和7年9月の「論点整理」によって示された、次期学習指導要領の方向性を示すキーワードです。未来の学校教育において中核となる初任の皆さんは、今から新たな教育の在り方も見据えた授業づくりを身に付けましょう。

- ▶ 教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html



序章

いま求められている授業

授業づくりガイドの構成

テーマについて、ポイントとなることを示しています。

左ページの内容に関連して、具体的な事例等を説明しています。

1章 授業づくりの前に
ビジョンをもつ

ここがポイント
「よりよい社会と幸福な人生の創り手」となる力を育む

1 社会に開かれた教育課程

☆ Society5.0
日本が目指す未来社会像のこと。「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と第6期科学技術・イノベーション基本計画で示されています。

☆ 神奈川県の取組 (1)
「社会に開かれた教育課程」の実現に寄与する神奈川県の取組を紹介します。

「よりよい社会と幸福な人生の創り手」の育成
社会全体が「Society5.0」に向かっている中、未来を担う子どもたちは、どのような力を身に付ける必要があるでしょうか。この問いに対する一つの見解として、『学習指導要領解説 総則編』には「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに動かしながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力」との記載があります。

「社会に開かれた教育課程」とは
このような力を身に付けさせるために、学校の教育課程には、学校教育を通じて社会や世界とのつながりを子どもたちが感じられることが求められています。これが「社会に開かれた教育課程」です。実現させるために、まずは教員が社会の変化に目をつけて、どのような資質・能力を育まなければならないか、その変化に柔軟に対応していく姿勢をもたなければなりません。また、教員自身が社会の動きに対し、アンテナを高くもち、自ら学び、実践を積み重ねていくことが求められています。

個別支援が必要な生徒への対応
不慣れな場所や初対面の人との活動に対し、困難や強い恐怖を感じる傾向のある生徒がいます。本人や保護者と得手・不得手を共有しながら、生徒が安心して活動できるような手立てを考えましょう。例えば、事前に活動の流れを伝えて見通しを立てさせたり、心配な点を教員と話し合ったり、困った場合の連絡先や集合場所を伝えたりすることで、生徒の心理的負担を軽減するという方法が考えられます。卒業までの長期的な視野を持って段階的な手立てを講じましょう。

必要に応じて、本文中の用語の解説や内容の補足をしています。

個別支援が必要な生徒への対応を考えよう

個別の支援が必要な生徒への対応について、テーマに合わせたワンポイントアドバイスを掲載しています。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

「社会に開かれた教育課程」を実現するために教員が意識して取り組むべきことは、どのようなことでしょうか。文部科学省は、次の三つをポイントとして挙げています。

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会とが共有すること
- これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成すること
- 地域と連携、協働しながら目指すべき学校教育を実現すること

学校で 身に付けさせたい資質・能力が明確にされた教育課程

社会で 社会との連携及び協働による教育課程の実現

学校と社会とが 目標を共有

つまり、どのような資質・能力を身に付けさせたいかを明確にしたうえで教育課程を構成し、学校の中だけでなく地域社会と情報を共有し、連携しながら教育活動を行うということです。

所属校の「育てたい生徒像」は、各学校の「学校教育目標」や「スクール・ポリシー」に記載されています。「社会に開かれた教育課程」の理念のもとで授業づくりを行うためにも、まずは所属校の「学校教育目標」や「スクール・ポリシー」を教員間で共有し、生徒たちを地域や社会につなげていくような活動を実施していきましょう。

→ 1章-2

「社会に開かれた教育課程」に関する参考資料
○「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日 中央教育審議会
○「高等学校学習指導要領解説 総則編」平成30年7月 一ダワンロードは P.8、P.122
○県立高校生学習活動コンソーシアムの取組
○コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

ステップアップ課題

- ① 所屬校で実践している、周辺地域との連携・協働による教育活動を開きましょう。
 - ② その活動によって、生徒にどのような資質・能力を身に付けさせることができるか考えましょう。
 - ③ その活動と担当教科の授業とを結び付け、どのような授業づくりができるか考えましょう。
- ※ ①に該当する教育活動がない場合は、②において授業との連携が難しい場合は、担当教科の授業について、社会との連携・協働を取り入れることのできる授業づくりはできないか、考えましょう。
- ☆ 神奈川県の取組 (2)
・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
平成29年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法による制度で、学校運営に地域の声を積極的に聞き、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるものです。神奈川県では全ての県立学校にコミュニティ・スクールの導入を進めています。下の「参考資料」のウェブページから取組事例を見ることが出来ます。

ミニコラムとして、テーマに関連するアイデアや授業づくりのヒントとなる情報等を掲載しています。



ステップアップ課題

授業実践への橋渡しとしてのミニワークです。一人で取り組むだけでなく、周囲の教員と共有して理解を深めましょう。

各章の末尾には学びの記録ができるシートが付いています。研修や他者との協議から得た事柄を自身の授業実践に生かすために活用してください。